

○広報（ホームページ）

曾於市商工業物価高騰対策支援金 申請要領

曾於市では、物価高騰の影響を受けている市内商工業者の皆様を支援するため、支援金を支給します。申請にあたっては、以下の要領をご確認ください。

1. 目的

エネルギー価格・物価高騰の影響を受けている市内商工業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化を図ることを目的とします。

2. 対象となる方

市内で事業を営む中小企業者で、以下の要件をすべて満たす方。

- （１）市内に主たる事務所・店舗等を有していること。
- （２）前年同時期と比べ、主要な原材料・仕入商品の単価が５％以上上昇していること。

計算式：（今年の単価 ÷ 昨年の単価 - 1）× 100 = 上昇率（％）

※小数点第３位以下は切り捨てて計算してください。

- （３）現在事業を休業しておらず、今後も市内で事業継続の意思があること。
- （４）市税等を完納している（または納税相談中である）こと。
- （５）暴力団や関係者ではないこと。
- （６）風俗営業等の規制対象となる営業ではないこと。
- （７）市外に本拠を置くフランチャイズ店・直営店ではないこと。

※農業・林業専業の方、他の公的支援の対象者は対象外となる場合があります。

3. 支援金額

1 事業者あたり 1 回限り

- ・法人：10 万円
- ・個人事業主：5 万円

※市内に複数店舗があっても、1 事業者として扱います。

4. 申請期限

令和 8 年 11 月 30 日（月）まで

5. 申請方法

必要書類を揃えて、商工観光課までご提出ください（郵送・窓口・各支所受付可）。

○必要書類

（１）申請書兼請求書（様式第１号）

（２）仕入価格比較表（様式第３号）

（３）事業実態の確認書類

- ・法人の場合：商業登記簿謄本 または 法人事業概況説明書の写し
- ・個人事業主の場合：開業届出書 または 確定申告書等の写し

（４）仕入価格の上昇がわかる書類

前年同時期と本年度分の、納品書・請求書・見積書・価格改定通知書の写し（主要な１品目で可）

（５）振込口座の通帳の写し

6. 審査と交付

申請書類の内容を審査し、適当と認められる場合は決定通知書を送付し、指定の口座へ振り込みます。

※お振込みまで１ヶ月程度となっております。

7. 注意事項

不正行為への対応：虚偽や不正があった場合は、支援金の返還を命じることがあります。

書類の保管：支援金を受領した後は、関連書類を５年間保存してください。